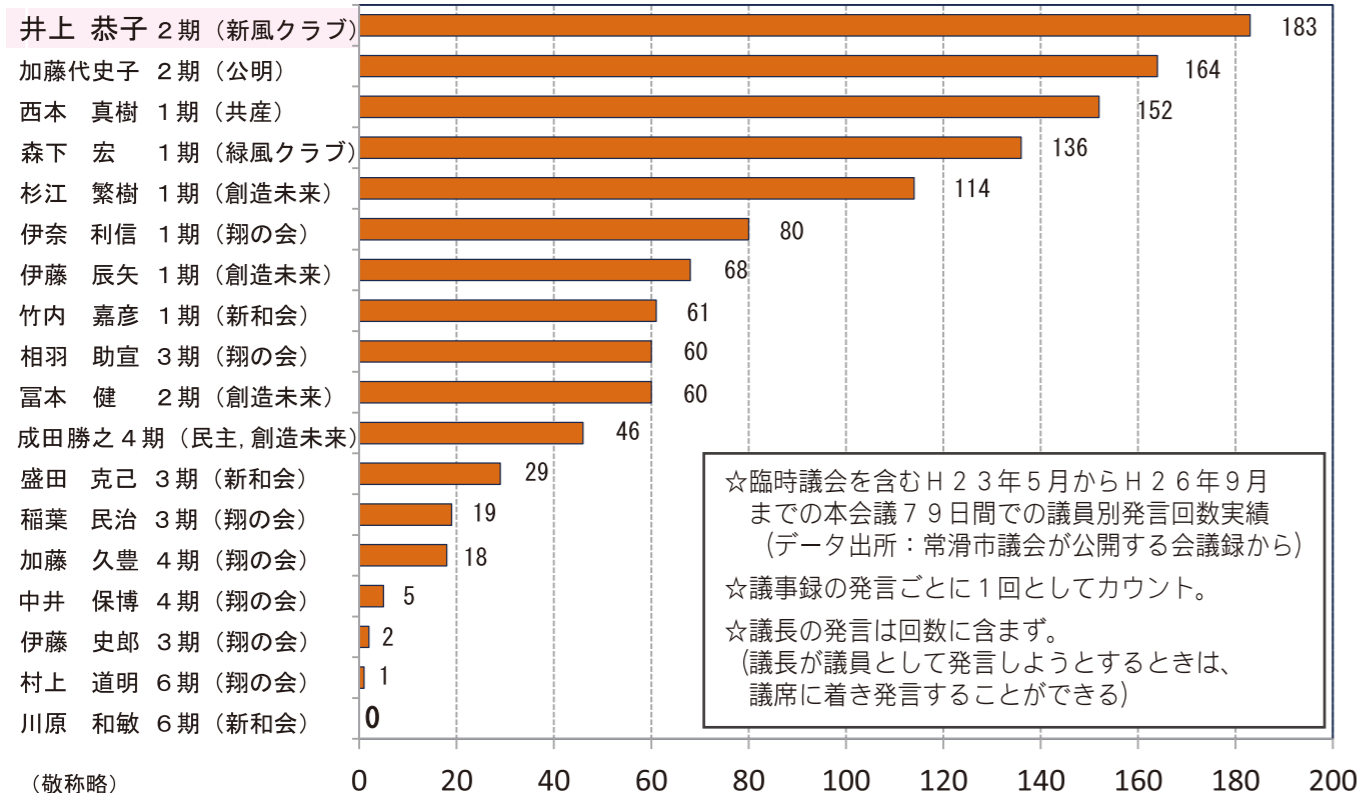


常滑市議会本会議での議員別発言回数



☆臨時議会を含むH23年5月からH26年9月までの本会議79日間での議員別発言回数実績
(データ出所: 常滑市議会が公開する会議録から)
☆議事録の発言ごとに1回としてカウント。
☆議長の発言は回数に含まず。
(議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言することができる)

本物の議会にするための対策

「議員を入れ替える」

議場で発言しなければ議員である必要ありません

「議会への市民参加を進める」

市民が議場で発言する機会を

「議員同士の話し合いの場づくり」

会派を超えた議員同士の議論の場を

「議会をオープンにする」

議長選での所信表明を



お知らせ

6月議会 6月8日(月)~23日(火)
一般質問 11日(木)・12日(金)

駅頭報告 4月

8日(水) 大野町駅
9日(木) 榎戸駅
10日(金) 常滑駅



いずれも午前7時~8時 きょう子通信配布のお手伝い募集中♪

議会の出来事をブログ「きょう子の部屋」に書いています。是非、ご覧下さい。

きょう子の部屋

パソコンで検索!!

<http://kyoya5052.blog52.fc2.com>

Cafe de 情報交換

3月議会報告会&広聴会

政治は皆さんの生活の一部です。皆様に政治に興味を持ってもらい意見を聞くための会です。気楽に参加してください。

4月15日(水)
19時~ 中央公民館



きょう子通信

2015年4月
No.34

常滑市議会議員 井上 恭子

ご意見 〒479-0866 常滑市大野町6-56(大野町きょう屋内)
ご相談は TEL/FAX: 42-1307 E-mail: kyo-ya@infoseek.jp

「きょう子の部屋」ブログをご覧ください。 <http://kyoya5052.blog52.fc2.com>



広域ごみ焼却場建設予定地(武豊町) 9億5千万円で半田土地開発公社が迂回購入

知多南部広域環境組合と常滑市に対し 住民監査請求を提出

— 請求の要旨 違法・不当な公金支出 —

求める措置

知多南部広域環境組合と半田市土地開発公社で結んだ土地購入契約を解除し、都市計画決定の手順に則り事業遂行させ、違法・不当な状態での各支出を停止せよ。

当初の広域ごみ焼却場建設場予定地が半田クリーンセンターであったが、ダイオキシン検出のため昨年武豊町とした。半田の二の舞にならないため、先に土壤汚染調査をするなどの処置の要望を兼ねて、3回の公開質問状を提出した。しかしあいまいな回答を繰り返し、議会にも説明もせず、土壤汚染調査もせずに半田市土地開発公社に土地を購入させたため、3月19日知多南部広域環境組合と常滑市に対して下記の理由で住民監査請求をした。



理由

だめ!

都市計画決定がされていない段階での不当な用地購入 ⇒

国の内示を受けてないこと、施設配置計画が決まってない状況での土地購入は一般的な工事手順ではない。土地契約者の半田土地開発公社からH28年に組合が購入時、手数料や利息が発生。

だめ!

土壤汚染発覚時の対応 ⇒

汚染土壌は最終処分場(アセック)は受け入れない。組合は責任をとると言っているが、莫大な処理費用は我々の税金で賄われる。

だめ!

予定地の適切な土壤調査していない ⇒
用地購入後に土壤汚染が発覚しても売主責任を免責する購入契約は不当な公金支出となり、当該地域市民への税負担増を強いるものである。土壤汚染処理方法が未決定で公共施設用地を習得することは異例。

だめ!

不必要に広大な用地購入 ⇒

焼却場として5万㎡購入したが、1万㎡でも建設可能のため、国からの交付金は1部だけになる可能性あり。

だめ!

液状化対策の欠如 ⇒

海の浚渫土埋め立てのため、建設時にかなりの経費が掛かるがその試算もされていない。

※ 今回のこの不当な土地購入だけの問題ではなく、今後の焼却場建設費の正常なる価格交渉、焼却炉の大きさに関するごみ減量など、これからも市民の監視が必要であろう。